

平成 27 年 11 月定例会議

厚生・産業常任委員会

指定管理者の指定 資 料

議第 165 号	滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務を除く。）	1
議第 166 号	滋賀県立びわ湖こどもの国	7
議第 167 号	滋賀県立障害者福祉センター	13
議第 168 号	滋賀県立むれやま荘	19
議第 169 号	滋賀県立視覚障害者センター	27
議第 170 号	滋賀県立聴覚障害者センター	33

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:医療福祉推進課)

1	施設名	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具に関する業務を除く)							
2	施設の概要	敷地面積 23,860.21㎡ 延床面積 7,991.37㎡ 施設構造(本館棟) RC造(一部S造) 2階建							
		施設内容 (所在地) 滋賀県草津市笠山七丁目8-138 (設置目的) 明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ること (設置年月) 平成5年8月							
3	募集概要	募集方法	公募						
		募集要項配布期間	平成27年 9月 4日 ~ 平成27年10月 5日						
		申請受付期間	平成27年 9月 4日 ~ 平成27年10月 5日						
		指定期間	平成28年 4月 1日 ~ 平成33年 3月31日 (5年間)						
		管理業務内容	(1) 高齢者の健康と生きがいづくりを推進するための学習機会の提供 (2) 社会福祉に関する研修および講座の開催ならびに人材の養成 (3) 社会福祉に関する情報および資料の収集および提供ならびに相談 (4) 長寿社会づくりに関する調査および研究 (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (6) センターの施設および設備の維持管理に関する業務 (7) (1)~(6)のほか、知事が必要と認める業務						
管理料参考額	530, 565千円 (消費税および地方消費税を含む。)								
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">申請者</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> <tr> <td>草津市笠山七丁目8-138</td> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p style="text-align:right;">合計 1 者</p>		申請者		所在地	名称	草津市笠山七丁目8-138	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
申請者									
所在地	名称								
草津市笠山七丁目8-138	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会								
5	審査の概要および結果	審査方式	健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者を選定。						
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部 代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会 会長) 川辺 恵子 (税理士[税理士法人なぎさ中央会計 代表]) 瀬古 隆 (県健康医療福祉部 次長) 他谷 恵津子 (子育てネットワーク志賀 代表) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部 教授)						
		審査基準	別紙参照						
		審査経過	平成27年7月30日開催の選定委員会において、指定管理者募集要項および審査基準について検討を行った。その後、平成27年9月16日に申請予定者に対する現地説明会を実施し、平成27年10月30日開催の選定委員会において、申請書の提出のあった社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会に関して審査を行った結果、同法人を指定管理者として選定した。						

審査結果	指定管理者の候補者	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会																																										
	評価結果および選定理由	<p>○審査基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>審査基準 1</th> <th>審査基準 2</th> <th>審査基準 3</th> <th>審査基準 4</th> <th>合計</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会 福祉協議会</td> <td>6.2/10</td> <td>40.2/60</td> <td>10.2/15</td> <td>9.8/15</td> <td>66.3/100</td> <td>60/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会 福祉協議会</td> <td>71</td> <td>59</td> <td>70</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>62</td> <td>398</td> <td>66.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td>530,565,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 公平な利用を図るための具体的手法、施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性、会議室等の稼働率の増加および利用者の増加等を図るための具体的な手法、施設の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、施設の運営実績、その他適切な管理を行うための能力について審査を行った結果、基準を上回る評価を得た。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定した。</p>							申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計	基準	社会福祉法人 滋賀県社会 福祉協議会	6.2/10	40.2/60	10.2/15	9.8/15	66.3/100	60/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人 滋賀県社会 福祉協議会	71	59	70	68	68	62	398	66.3	申請者	提示額	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	530,565,000円
	申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計	基準																																					
	社会福祉法人 滋賀県社会 福祉協議会	6.2/10	40.2/60	10.2/15	9.8/15	66.3/100	60/100																																					
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																																				
社会福祉法人 滋賀県社会 福祉協議会	71	59	70	68	68	62	398	66.3																																				
申請者	提示額																																											
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	530,565,000円																																											

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付

別紙1

長寿社会福祉センター指定管理審査基準

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点(100点満点)	
1 事業計画の内容が、県民の 公平な利用を確保することが できるものであること (1号)	・公平な利用を図るための具体的 手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか ・ 特定施設の使用承認の手続きの公平性が確保されているか ・ 利用者への福祉的配慮を持った慎重な対応が可能であるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 (基本方針) (実施計画) 	10	
2 事業計画の内容が、施設の 効用を最大限に発揮させる ものであること (2号)	・ 施設の設置目的及び県が示した 管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置目的を理解しているか ・ 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・ 事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 (基本方針) (実施計画) (管理運営体制) ・ 収支計画書 	10	60
	・ 利用者の増加を図るための 具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用拡大の取組内容は適切か ・ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・ 対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か 		10	
	・ サービスの向上を図るための 具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス向上のための取組内容は適切か ・ 募集要項に示した内容への提案は適切か ・ 全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・ 県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・ 利用者等からの苦情処理対応は適切か ・ 自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか ・ 実施事業について、施設の特徴を生かした質の高いサービスを提供し、平成28年度から円滑に実施可能であるか 		15	
	・ 施設の維持管理の内容、適格性 及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求めている実施水準が実施計画書で提案されているか ・ 施設管理、安全管理は適切か ・ 維持管理は効率的に計画されているか 		5	
	・ 施設の設置目的を達成するため に必要な専門性が確保されて いるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・ 事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、高齢者福祉や介護等に関して専門的技術を確保できているか 		20	

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点(100点満点)
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか ・具体的な経費削減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか ・管理運営経費の削減に取り組む提案となっているか ・具体的な収入確保の計画があるか、実効ある取組が期待できるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	15
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は充分か 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設を良好に運営した実績はあるか 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか ・情報公開への対応は適切か ・環境への配慮がなされているか ・組織としての目標設定を行っているか ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	
代表者職・氏名	会長 渡邊 光春	
団体の所在地	滋賀県草津市笠山七丁目8番138号	
設立年月日	昭和27年5月26日	
資本金	基本財産 3,000千円（平成27年4月1日現在）	
従業者数	平成27年4月1日現在	71人
主たる業務内容	<p>同会は、滋賀県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として次の事業を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉を目的とする事業の企画および実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成 4 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援に関する事業 5 1から3までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 6 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成および研修 7 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導および助言 8 市町社会福祉協議会の相互の連絡および事業の調整 9 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 10 共同募金事業への協力 11 滋賀県福祉人材センターの業務の実施 12 権利擁護事業 13 生活福祉資金貸付事業 14 高齢者の生きがづくり、健康づくりの推進ならびに指導者等の育成に関する事業 15 滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理事業 16 滋賀県福祉用具センターの指定管理事業 17 その他の目的達成のため必要な事業 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理事業 滋賀県福祉用具センターの指定管理事業	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:医療福祉推進課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平27年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務を除く)	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	公募	5	530,565	325,345	65,069	73,952	△ 8,883	管理者の主体的な創意工夫によりサービス向上や利用促進のための活動への取り組みが期待されるとともに、自主事業の積極的な展開等により、大教室や体育室等の稼働率向上が期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができることともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:健康医療福祉部子ども・青少年局)

1	施設名	滋賀県立びわ湖こどもの国									
2	施設の概要	敷地面積 83,901.91㎡ 延床面積 5,542.53㎡(虹の家のみ) 施設構造 RC造+鉄骨造 地下1階地上2建									
		施設内容 (設置目的) 子ども・若者の健全な育成を図るため、琵琶湖畔の優れた環境を活かした遊びの場を提供するとともに、様々な体験活動の場を提供する。 (設置年月) 平成4年7月 (施設概要) 虹の家、芝生広場、サイクリングステーション、キャンプステーション、テントの森、大型木製遊具等 (年間入園者数) 212,210人(平成26年度)									
3	募集概要	募集方法	公募								
		募集要項配布期間	平成27年 9月 4日 ~ 平成27年10月 5日								
		申請受付期間	平成27年 9月 4日 ~ 平成27年10月 5日								
		指定期間	平成28年 4月 1日 ~ 平成33年 3月31日 (5年間)								
		管理業務内容	(1) 野外活動、研修、宿泊等のための施設の提供業務 (2) 児童の健全な育成を図るための各種行事の実施業務 (3) 児童の健全な育成を図るための調査および研究 (4) 児童の健全な育成を図るための遊び、レクリエーション等の指導 (5) その他こどもの国の設置の目的を達成するために必要な業務 (6) こどもの国の施設、設備および備品の維持管理等に関する業務								
	管理料参考額	316,815千円 (消費税および地方消費税を含む。)									
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>守山市守山二丁目1番23号</td> <td>社会福祉法人 友愛</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 1 者</p>		申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	守山市守山二丁目1番23号	社会福祉法人 友愛	
申請者		グループ申請の場合の構成									
所在地	名称										
守山市守山二丁目1番23号	社会福祉法人 友愛										
5	審査の概要および結果	審査方式	健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づき申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定。								
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) 川辺 恵子 (税理士(税理士法人なぎさ中央会計代表)) 瀬古 隆 (県健康医療福祉部次長) 他谷 恵津子 (子育てネットワーク志賀代表) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授)								
		審査基準	別紙参照								
		審査経過	平成27年 7月30日開催の第1回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者募集要項および審査基準について検討を行った。その後、9月14日に申請予定者に対する現地説明会を実施し、10月30日の第2回選定委員会において、申請書の提出のあった社会福祉法人友愛に関して審査を行い、その結果、当該法人を指定管理者候補者として選定した。								

指定管理者
の候補者

社会福祉法人 友愛

評価結果お
よび選定理
由

○審査基準に基づく採点結果

申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計	目安点数
社会福祉法人 友愛	6.3/10	36.0/50	8.2/10	21.0/30	71.5/100	60/100

※点数は各委員の平均値 (100点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値
社会福祉 法人友愛	77	65	68	86	63	75	429	71.5

○提示額一覧表

申請者	提示額
社会福祉法人 友愛	316,500千円

【選定理由】

施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性、利用者の増加を図るための具体的手法、自主事業の提案内容、施設の維持管理の適格性、管理運営に係る経費の内容、安定的な運営が可能となる経済的基盤、その他適切な管理を行うための能力について審査を行った結果、目安とした点数を上回る評価を得た。

上記の結果、社会福祉法人友愛を指定管理者の候補者として選定した。

審
査
結
果

滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者審査基準

選 定 基 準 (条例第10条第2項)	審 査 項 目	内 容	配 点	
1 事業計画の内容が、 県民の公平な利用を確保することができるものであること (第1号)	(1) 公平な利用を図るための 具体的手法および期待される効果	①利用申込等公平な利用を確保するものとなっているか	10	
		②生活弱者等へ配慮されているか		
		③事業等の内容に偏りがいないか		
2 事業計画の内容がこ どもの国の効用を最大 限に発揮させるもので あること (第2号)	(1) 施設の設置目的および県 が示した管理の方針との整合性	①こどもの国の設置目的および基本方針に適合しているか	7	50
		②県が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致しているか		
		③募集要項に掲げる業務の具体案が計画に明記されているか		
	(2) 利用者の増加を図るための 具体的手法および期待される効果	①年間の広報計画の内容は適切か	10	
		②利用拡大の取組内容は適切か		
		③誘致活動は適切か		
	(3) サービスの向上を図るための 具体的手法および期待される効果	①サービス向上のための取組内容は適切か	19	
		②利用料金の設定は適切か		
		③事業の提案は県が意図した企画となっているか		
		④全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか		
		⑤県民ニーズの把握やその対応策が適切か		
		⑥若者集客のための対応策が示されているか		
		⑦子ども・若者の意見が反映される機会が確保されているか		
(4) 自主事業の提案内容	①自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか	7		

選 定 基 準 (条例第10条第2項)	審 査 項 目	内 容	配 点		
	(5) 施設の維持管理の内容、 適格性および実現の可能性	①求めている実施水準が事業計画書で提案されているか ②施設管理、安全管理は適切か ③維持管理は効率的に行われているか	7		
3 事業計画の内容がこ どもの国の管理に係る 経費の縮減が図られる ものであること (第3号)	(1) 施設の管理運営にかかる 経費の内容	①県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ②必要な経費を見積もっているか ③管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか		10	
4 事業計画に沿った管 理を安定して行う能力 を有すること (第4号)	(1) 収支計画の内容、適格性 および実現の可能性	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ②収支計画の実現の可能性はあるか ③団体の経営理念は適切か ④類似施設を良好に運営した実績はあるか			30
	(2) 安定的な運営が可能とな る人的能力	①職員体制は十分か ②児童厚生員は2人以上配置されているか ③調査、研究および研修業務体制は十分か ④職員の指導育成、研修体制は十分か			
	(3) 安定的な運営が可能とな る経理的基盤	①団体の財務状況は健全か ②金融機関、出資者等の支援体制は十分か			
	(4) その他適切な管理を行う ための能力	①個人情報保護や情報公開のための適切な情報管理体制が整 備されているか ②緊急事態に対応する体制がとれるか ③地域交流・協調が配慮されているか			

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 友愛	
代表者職・氏名	理事長 堀井 隆彦	
団体の所在地	滋賀県守山市守山二丁目1番23号	
設立年月日	昭和53年10月23日	
資本金	3,859,774千円（平成27年 3月31日現在）	
従業者数	平成27年 4月 1日現在	420 人
主たる業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの経営 2 第二種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の経営 ・児童厚生施設の経営 ・放課後児童健全育成事業の経営 ・老人デイサービス事業の経営 ・老人短期入所施設の経営 ・認知症対応型共同生活援助事業の経営 ・地域子育て支援拠点事業の経営 ・一時預かり事業の経営 3 公益を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所の事業 4 収益を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の賃貸借業 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童館の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・友愛児童館 S54. 4. 1開設 ・友愛第二児童館 H 1. 4. 1開設 ・ほほえみセンター（守山市大型児童センター） H20. 4. 1守山市指定管理委託 2 放課後児童クラブの経営 <ul style="list-style-type: none"> ・カナリヤクラブ H 7. 4. 1開所 ・カナリヤ第二クラブ H 9. 4. 1開所 ・カナリヤ第三クラブ H22. 7. 1開所 ・守山市立吉身児童クラブ H20. 4. 1守山市指定管理委託 ・守山市立立入が丘児童クラブ H20. 4. 1守山市指定管理委託 	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の指定管理者（平成18年4月1日から平成23年3月31日までおよび平成23年4月1日から平成28年3月31日まで） ・平成28年1月12日より、放課後児童クラブ：カナリヤ第四クラブ（定員：60名）の開所予定 	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:子ども・青少年局】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平27年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
県立びわ湖こどもの国	社会福祉法人 友愛	公募	5	316,500	306,475	61,295	64,889	△ 3,594	<p>運営委員会を設置し、年度ごとに運営の評価、検証および来園者アンケートの分析を行い、次年度以降の運営に反映することとしており、来園者のニーズに応じた運営が期待できる。</p>	<p>季節に応じた企画イベントや、園内施設・設備を利用した体験プログラムの実施等により、入園者数および利用料収入の増加が期待できる。</p>	<p>現行の指定管理者として、これまでの10年間に培った施設経営・管理に関する知識、能力を活用した事業展開に加え、様々な企画イベントの実施等により、子ども・若者の健全育成の拠点施設となることが期待できる。</p>

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立障害者福祉センター	
2	施設の概要	敷地面積	12,679㎡
		延床面積	3,970.219㎡ (機械室46㎡含む。)
		施設構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建
		施設内容	
		(所在地)	草津市笠山八丁目5-130
		(設置目的)	心身障害者に関する各種の相談に応じるとともに、心身障害者の教養の向上、健康の増進、社会との交流促進等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図る。
		(設置年月)	平成2年8月
3	募集概要	募集方法	非公募
		募集要項配布期間	平成27年9月4日～平成27年10月5日
		申請受付期間	平成27年9月4日～平成27年10月5日
		指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)
		管理業務内容	<p>(1) 施設の運営に関する業務 条例第2条に定める障害者福祉センターの設置目的に即した事業の実施 ①心身障害者の生活、医療等に関する相談の実施 ②心身障害者に対する各種の講習会の実施 ③心身障害者に対するスポーツおよびレクリエーションの指導 ④心身障害者の社会参加に必要な援助を行うボランティアの養成 ⑤心身障害者の社会参加を促進するための活動の場の提供 ⑥その他福祉センターの設置の目的を達成するために必要な業務</p> <p>(2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検維持修繕などを行う業務</p> <p>(3) 施設の利用の承認に関すること</p>
	管理料参考額	751,870千円 (消費税および地方消費税を含む。)	
4	応募状況	申請者	
		所在地	名称
		滋賀県草津市笠山八丁目5番130号	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
		グループ申請の場合の構成	
		合計 1 者	
5	審査の概要	審査方式	健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づき申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定。
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) 川辺 恵子 (税理士(税理士法人なぎさ中央会計代表))

よ び 結 果		瀬古 隆 (県健康医療福祉部次長) 他谷 恵津子 (子育てネットワーク志賀代表) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授)																		
	審 査 基 準	別紙参照																		
	審 査 経 過	平成27年 7月30日開催の第1回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者募集要項および審査基準について検討を行った。その後、10月30日の第2回選定委員会において、申請書の提出のあった公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会に関して審査を行い、その結果、当該法人を指定管理者候補者として選定した。																		
審 査 結 果	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会																		
	評価結果および選定理由	○審査基準に基づく採点結果																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>審査基準 1</th> <th>審査基準 2</th> <th>審査基準 3</th> <th>審査基準 4</th> <th>合計</th> <th>目安点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会</td> <td>8/10</td> <td>44.5/60</td> <td>10.3/15</td> <td>10.7/15</td> <td>73.5/100</td> <td>60/100</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計	目安点数	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	8/10	44.5/60	10.3/15	10.7/15	73.5/100	60/100				
	申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計	目安点数													
	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	8/10	44.5/60	10.3/15	10.7/15	73.5/100	60/100													
		※点数は各委員の平均値 (100点満点)																		
		○各委員の採点結果																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A 委員</th> <th>B 委員</th> <th>C 委員</th> <th>D 委員</th> <th>E 委員</th> <th>F 委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会</td> <td>74</td> <td>76</td> <td>71</td> <td>76</td> <td>70</td> <td>74</td> <td>441</td> <td>73.5</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	74	76	71	76	70	74	441	73.5
	申請者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合計	平均値											
	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	74	76	71	76	70	74	441	73.5											
	○提示額一覧表																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会</td> <td>751,870,000円</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	751,870,000円															
申請者	提示額																			
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	751,870,000円																			
	【選定理由】																			
	<p>公平な利用を図るための具体的手法、施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性、サービスの向上を図るための具体的手法、施設の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、その他適切な管理を行うための能力について審査を行った結果、目安とした点数を上回る評価を得た。</p> <p>上記の結果、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>																			

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付して下さい。

障害者福祉センター指定管理審査基準

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	<ul style="list-style-type: none"> 公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> 県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 使用許可手続きの公平性が確保されているか。 広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書(運営方針)(運営計画) 	10	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を理解しているか。 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書(運営方針)(運営計画)(実施体制表) 収支計画書 	10	60
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> 利用拡大の取組内容は適切か。 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		10	
	<ul style="list-style-type: none"> サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> サービス向上のための取組内容は適切か。 申請要項に示した内容への提案は適切か。 全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 利用者等からの苦情処理対応は適切か。 自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか 		15	
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 施設管理、安全管理は適切か。 維持管理は効率的に計画されているか。 		5	
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に必要な専門職員が確保されているか 事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や障害者スポーツ等に関して専門的技術を確保できているか。 		20	

選定基準 (条例に規定)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	15
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (第4号)	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を良好に運営した実績はあるか。 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	
代表者職・氏名	会長・中村 裕次	
団体の所在地	滋賀県草津市笠山八丁目5番130号	
設立年月日	平成2年4月1日	
資本金	110,000 千円（平成27年3月31日現在）	
従業者数	平成27年9月30日現在	18 人
主たる業務内容	<p>身体障害者の更生福祉および社会参加の促進を図り、社会に貢献することを目的に事業を展開しています。</p> <p>①身体障害者の更生福祉の増進に関する事業 ②身体障害者の文化教養の向上に関する事業 ③身体障害者の職業、生活、就職、機能回復訓練等の社会参加促進に係る相談及び指導に関する事業 ④障害者福祉の調査、研究等 ⑤身体障害者福祉の機関紙等の発刊に関する事業 ⑥社会福祉諸団体との連携協力に関する事業 ⑦滋賀県立障害者福祉センターの運営（指定管理者） ⑧滋賀県障害者社会参加推進センターの運営（受託事業） ⑨滋賀県心身障害者扶養共済制度事務の運営（受託事業）</p>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>①平成2年度から平成17年度まで、滋賀県立障害者福祉センターの管理運営事務を受託</p> <p>②平成18年度から平成27年度まで、滋賀県立障害者福祉センターの指定管理者として業務を運営</p>	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：障害福祉課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平27年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立障害者福祉センター	公益財団法人 滋賀県身体障害者 福祉協会	非公募	5	751,870	747,730	149,546	151,099	△ 1,553	障害者スポーツ指導員等のセンター運営に重要な専門資格を有する職員を組織的に配置し、スポーツを通じた障害者の機能回復およびリハビリテーションが期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立むれやま荘													
2	施設の概要	敷地面積 9,300.00㎡ 延床面積 4,799.38㎡ 施設構造 鉄筋コンクリート造 1階建 等 22棟													
		施設内容 (所在地) 草津市笠山8丁目5-130 (設置目的) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設として、脳血管障害、脊髄損傷等急性期医療や急性期リハビリテーション等を終えた中途障害者の方や高次脳機能障害者のある方等に社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション等のサービスを継続的に提供し、自立および社会参加を支援する。 (設置年月) 昭和59年4月													
3	募集概要	募集方法	公募												
		募集要項配布期間	平成27年 9月 4日 ~ 平成27年10月 5日												
		申請受付期間	平成27年 9月 4日 ~ 平成27年10月 5日												
		指定期間	平成28年 4月 1日 ~ 平成33年 3月31日 (5年間)												
		管理業務内容	(1) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設として同法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により、同法第5条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練および同法第13項に規定する就労移行支援の障害福祉サービスを供与する業務 (2) 障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により同法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務 (3) 高次脳機能障害の方に対する施設機能を活用した、自立および社会参加を支援する社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーションを継続的に提供する業務 (4) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所の業務												
管理料参考額	403,090千円 (消費税および地方消費税を含む。)※医師人件費は別途上乗せ														
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市安土町下豊浦4837番地2</td> <td>社会福祉法人グロー</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 1 者</td> </tr> </tbody> </table>			申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人グロー		合計 1 者		
申請者		グループ申請の場合の構成													
所在地	名称														
近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人グロー														
合計 1 者															
5	審査の概要および審査方式	健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づき申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定。													
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 (公益社団法人認知症の人と家族の会滋賀県支部) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) 川辺 恵子 (税理士法人なぎさ中央会計代表) 瀬古 隆 (健康医療福祉部次長) 他谷 恵津子 (子育てネットワーク志賀代表) *津止 正敏 (立命館大学社会学部教授)												

び 結 果	審 査 基 準	別紙参照																																			
	審 査 経 過	平成27年7月30日開催の選定委員会において、指定管理者募集要項および審査基準について検討をおこなった。その後、平成27年9月14日に申請予定者に対する現地説明会を実施し、10月30日開催の選定委員会において、申請書の提出があった社会福祉法人グローに関して審査を行い、その結果、当法人を指定管理者候補者として選定した。																																			
審 査 結 果	指定管理者の候補者	社会福祉法人グロー																																			
	評価結果および選定理由	<p>○審査基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>審査基準 1</th> <th>審査基準 2</th> <th>審査基準 3</th> <th>審査基準 4</th> <th>合 計</th> <th>目安点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 グロー</td> <td>7.2/10</td> <td>43.3/60</td> <td>10/15</td> <td>10.5/15</td> <td>71/100</td> <td>60/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グ ロー</td> <td>72</td> <td>75</td> <td>66</td> <td>72</td> <td>69</td> <td>72</td> <td>426</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th> <th>提 示 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>403,090,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記提示額に医師人件費6,442千円×5年を上乗せした額(435,300千円)が指定管理料となる。</p> <p>【選定理由】 公平な利用を図るための具体的手法、施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性、総合リハビリテーションにおける各機関との連携、サービスの向上を図るための具体的手法、施設の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、その他適切な管理を行うための能力について審査を行った結果、目安とした点数を上回る評価を得た。 上記の結果、社会福祉法人グローを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合 計	目安点数	社会福祉法人 グロー	7.2/10	43.3/60	10/15	10.5/15	71/100	60/100	申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人グ ロー	72	75	66	72	69	72	426	71	申 請 者	提 示 額	社会福祉法人グロー
申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合 計	目安点数																															
社会福祉法人 グロー	7.2/10	43.3/60	10/15	10.5/15	71/100	60/100																															
申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																													
社会福祉法人グ ロー	72	75	66	72	69	72	426	71																													
申 請 者	提 示 額																																				
社会福祉法人グロー	403,090,000円																																				

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付して下さい。

むれやま荘指定管理審査基準

選定基準 (条例第7条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか ・入所手続きの公平性が確保されているか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書	10	60
	・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か		10	
	・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・利用者等からの苦情処理対応は適切か ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか		15	
	・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか		5	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、中途身体障害者や高次脳機能障害者等への支援等に関して専門的技術を確保できているか		20	

選定基準 (条例第7条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	15
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか ・法人の経営モラルは適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か		
	・施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか ・情報公開への対応は適切か ・環境への配慮がなされているか ・組織としての目標設定を行っているか ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人グロー	
代表者職・氏名	理事長 北岡 賢剛	
団体の所在地	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	
設立年月日	昭和42年4月1日	
資本金	2,686,149千円（平成27年7月31日現在）	
従業者数	平成27年 9月 1日現在	527人
主たる業務内容	<p>【第1種社会福祉事業】</p> <p>(1) 養護老人ホームの経営 (2) 救護施設の経営 (3) 特別養護老人ホームの経営 (4) 障害者支援施設「むれやま荘」の管理・運営 (5) 障害児入所施設「信楽学園」の管理・運営</p> <p>【第2種社会福祉事業】</p> <p>(1) 老人デイサービス事業の経営 (2) 老人短期入所事業の経営 (3) 老人居宅介護等事業の経営 (4) 障害福祉サービス事業の経営 (5) 一般相談支援事業の経営 (6) 特定相談支援事業の経営 (7) 障害児相談支援事業の経営 (8) 地域子育て支援拠点事業の経営 (9) 障害児通所支援事業</p> <p>【公益事業】</p> <p>(1) 居宅介護支援事業 (2) 滋賀県立障害者総合診療所の業務 (3) 生活管理指導短期宿泊事業の受託 (4) 地域ケアシステム推進事業の受託 (5) 障害者の文化・芸術促進事業 (6) アール・プリュットの推進に関する事業 (7) 滋賀県高次脳機能障害者支援センターの受託 (8) 滋賀県地域生活定着支援センターの受託 (9) 滋賀県発達障害者支援センターの受託 (10) 自立準備ホームの受託</p>	

類似施設の管理に関する過去の業務実績

昭和42年4月	養護老人ホーム日野町立さつき荘、養護老人ホーム今津町立市ケ崎寮、滋賀県老人福祉センター、滋賀県立点字図書館の受託運営開始
昭和44年9月	養護老人ホーム今津町立市ケ崎寮の受託運営終了
昭和45年4月	滋賀県立日野溪園の受託運営開始
昭和47年4月	滋賀県立老人ホーム安土荘、滋賀県立老人ホーム長浜荘、滋賀県立老人福祉センター和風荘の受託運営開始
昭和48年4月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営開始
昭和49年9月	滋賀県立老人福祉センター市ケ崎荘の受託運営開始
昭和49年10月	滋賀県立経費老人ホームきぬがさ荘の受託運営開始
昭和50年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘、滋賀県立老人福祉センター碧水荘の受託運営開始
昭和55年10月	養護老人ホーム日野町立さつき荘の受託運営終了
昭和55年11月	滋賀県立養護老人ホームさつき荘の受託運営開始 滋賀県立老人福祉センターの受託運営終了
昭和61年8月	滋賀県高齢者能力開発情報センター（滋賀県高齢者無料職業紹介所）の受託運営開始
昭和62年3月	滋賀県高齢者能力開発情報センターの受託運営終了
昭和62年4月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営開始
昭和63年10月	滋賀県立心身障害児総合療育センターの受託運営開始。
平成2年3月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営終了 滋賀県立高齢者無料職業紹介所の設置運営終了
平成4年7月	滋賀県立びわ湖こどもの国の受託運営開始
平成5年7月	滋賀県地域介護実習・普及センター受託運営開始
平成6年4月	滋賀県立むれやま荘の受託運営開始
平成7年1月	滋賀県より障害児・者地域療育等支援事業の委託を受け、福祉サービスのコーディネイト事業を開始。
平成7年3月	滋賀県立老人福祉センター市ケ崎の受託運営終了
平成7年4月	甲賀郡7町より心身障害児・者ホームヘルプサービス事業の委託を受け、公的なヘルパー事業を開始
平成8年7月	2年間の実績を背景に「24時間対応型在宅福祉サービス」の委託を受ける。ホームヘルプサービスを軸にデイサービス、ナイトケアを柔軟に組み合わせて提供する公的なサービスモデルとして全国から注目を集める。
平成9年3月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営終了
平成11年3月	滋賀県立点字図書館の受託運営終了
平成12年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘老人デイサービス事業・老人短期入所事業・居宅介護支援事業の受託運営開始。安土荘、長浜荘で生活管理指導短期宿泊の受託開始。
平成13年4月	滋賀県立しゃくなげ園、滋賀県立信楽学園の受託運営開始
平成14年3月	滋賀県立老人福祉センター碧水荘の受託運営終了
平成17年3月	知的障害児・肢体不自由児通園施設「滋賀県立心身障害児総合療育センター」の受託運営終了。滋賀県新障害児巡回療育相談等事業の受託終了。滋賀県地域介護実習・普及センター事業の受託終了。
平成18年3月	県立社会福祉施設（11施設）と県受託事業（2事業）の受託終了

	<p>平成18年4月 指定管理者として県立社会福祉施設（9施設）の指定管理業務開始。高次脳機能障害支援センターの受託</p> <p>平成20年3月 知的障害者更生施設「滋賀県立しゃくなげ園」の指定管理業務終了</p> <p>平成21年8月 滋賀県地域生活定着支援センター事業の受託開始。</p> <p>平成22年1月 指定管理者として長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務開始</p> <p>平成24年12月 滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘の指定管理業務終了</p> <p>平成25年7月 県医療福祉相談モールの一部を専門相談調整室として事業開始</p> <p>平成26年12月 長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務終了</p>
<p>特記事項</p>	<p>社会福祉法人グローは、県立社会福祉施設を運営することを目的に県の出資により設立され48年もの長きにわたり入所型施設の運営を行ってきた社会福祉法人と、障害のある人の地域生活支援を目的として通所施設や在宅福祉サービスを地域のニーズに応える形で展開してきた法人が合併して1つになった社会福祉法人です。</p> <p>2つの法人が合併することにより、障害者支援、高齢者支援、児童支援、子育て支援、生活困窮者への支援など、生きづらさを抱える様々な人に対応する事業展開を実現することができました。</p> <p>また、発達障害や高次脳機能障害など、近年クローズアップされてきた制度の狭間におかれた人への支援や罪を犯した障害者・高齢者への支援、障害者の芸術活動への支援など通して、足りないサービスの顕在化による制度提案や新たな価値観の創出を実践しています。</p> <p>事業としては、相談支援、訪問介護、居宅介護、グループホーム、デイサービス、通所施設、入所施設等、ライフステージを準備し、安心して生活していただくための総合的な事業展開を行っています。</p> <p>これらの事業を実施するにあたり、法人理念と経営方針に沿って中期経営計画を策定し、各事業の方向性を明確化するとともに、収支計画と財務活動計画を作成して、継続的に安定した法人経営が行えるように心がけています。</p> <p>また、法人理念・経営方針を職員個々が理解し意識できるように、各職員が職責に応じて担う役割を「職責基準表」と「職務ガイドライン」により示すとともに、一人ひとりが個人目標を掲げ、その目標達成に向けて、使命遂行に日々尽力しています。</p>

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：障害福祉課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平27年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立むれやま荘	社会福祉法人グ ロー	公募	5	435,300	434,930	86,986	89,274	△ 2,288	高次脳機能障害者や脊 髄損傷者等の利用者 に対して障害特性に応じた サービス提供を柔軟に 行うことができ、あわせて 関係機関との連携の強 化などによりサービスの 質の向上が期待できる。	長期の指定を行うこと により施設の管理運営、 サービス提供の継続性 や安定性を確保するこ とができるとともに、業務委 託の複数年契約による 管理コストの削減も期待 できる。また、法人のス ケールメリットを活かした 管理経費の節減が期待 できる。	

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立視覚障害者センター	
2	施設の概要	敷地面積	1,904.48㎡
		延床面積	905.05㎡
	施設構造	鉄筋コンクリート造 1階建	
	施設内容	(所在地) 彦根市松原一丁目12番17号	
		(設置目的) 視覚障害者用の点字刊行物・録音物の貸し出し・閲覧、点字刊行物の奨励およびこれに関する相談、点訳および朗読のボランティアの育成、生活に関する訓練および相談、同行援護従事者の養成、文化活動・レクリエーション活動等を通じて、視覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。	
		(設置年月) 昭和31年7月	
3	募集概要	募集方法	非公募
		募集要項配布期間	平成27年9月4日～平成27年10月5日
		申請受付期間	平成27年9月4日～平成27年10月5日
		指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)
		管理業務内容	<p>(1) 施設の運営に関する業務 点字刊行物および視覚障害者用の録音物の作製、貸出、閲覧に関する業務等、視覚障害者センターの設置目的に即した業務</p> <p>①点字図書、録音図書の作成および貸出し ②点訳および音訳のボランティアの育成 ③視覚障害者の生活に関する訓練および相談の実施 ④同行援護従事者の養成 ⑤視覚障害者の文化活動、レクリエーション活動等の支援 ⑥その他視覚障害者センターの設置の目的を達成するために必要な業務</p> <p>(2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持・修繕などを行う業務</p>
	管理料参考額	208,120千円(消費税および地方消費税を含む。)	
4	応募状況	申請者	
		所在地	名称
		彦根市松原一丁目12-17	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会
		グループ申請の場合の構成	
		合計 1 者	
5	審査の概要および審査方式	健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づき申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定。	
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ((公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) 川辺 恵子 (税理士 (税理士法人なぎさ中央会計代表)) 瀬古 隆 (県健康医療福祉部次長)

び 結 果		他谷 恵津子 (子育てネットワーク志賀代表) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授)																		
	審 査 基 準	別紙参照																		
	審 査 経 過	平成27年 7月30日開催の第1回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者募集要項および審査基準について検討を行った。その後、10月30日の第2回選定委員会において、申請書の提出のあった社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会に関して審査を行い、その結果、当該法人を指定管理者候補者として選定した。																		
審 査 結 果	指定管理者の候補者	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会																		
	評価結果および選定理由	○審査基準に基づく採点結果																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>審査基準 1</th> <th>審査基準 2</th> <th>審査基準 3</th> <th>審査基準 4</th> <th>合 計</th> <th>目安点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県視覚障 害者福祉協会</td> <td>7.5/10</td> <td>40.6/60</td> <td>9.7/15</td> <td>10.3/15</td> <td>68.1/100</td> <td>60/100</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合 計	目安点数	社会福祉法人 滋賀県視覚障 害者福祉協会	7.5/10	40.6/60	9.7/15	10.3/15	68.1/100	60/100				
	申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合 計	目安点数													
	社会福祉法人 滋賀県視覚障 害者福祉協会	7.5/10	40.6/60	9.7/15	10.3/15	68.1/100	60/100													
		※点数は各委員の平均値 (100点満点)																		
		○各委員の採点結果																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th> <th>A 委員</th> <th>B 委員</th> <th>C 委員</th> <th>D 委員</th> <th>E 委員</th> <th>F 委員</th> <th>合 計</th> <th>平 均 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋 賀県視覚障害者 福祉協会</td> <td>73</td> <td>60</td> <td>65</td> <td>69</td> <td>72</td> <td>70</td> <td>409</td> <td>68.1</td> </tr> </tbody> </table>	申 請 者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合 計	平 均 値	社会福祉法人滋 賀県視覚障害者 福祉協会	73	60	65	69	72	70	409	68.1
	申 請 者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合 計	平 均 値											
	社会福祉法人滋 賀県視覚障害者 福祉協会	73	60	65	69	72	70	409	68.1											
	○提示額一覧表																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th> <th>提 示 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会</td> <td>208,120,000円</td> </tr> </tbody> </table>	申 請 者	提 示 額	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	208,120,000円															
申 請 者	提 示 額																			
社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	208,120,000円																			
	【選定理由】																			
	<p>公平な利用を図るための具体的手法、施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性、ボランティア(点訳・音訳)の養成と連携、サービスの向上を図るための具体的手法、施設の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、その他適切な管理を行うための能力について審査を行った結果、目安とした点数を上回る評価を得た。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>																			

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付して下さい。

視覚障害者センター指定管理審査基準

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	<ul style="list-style-type: none"> 公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> 県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 使用許可手続きの公平性が確保されているか。 広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書(運営方針)(運営計画) 	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を理解しているか。 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書(運営方針)(運営計画)(実施体制表) 収支計画書 	10
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> 利用拡大の取組内容は適切か。 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		10
	<ul style="list-style-type: none"> サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> サービス向上のための取組内容は適切か。 申請要項に示した内容への提案は適切か。 全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 利用者等からの苦情処理対応は適切か。 自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか 		15
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 施設管理、安全管理は適切か。 維持管理は効率的に計画されているか。 		5
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に必要な専門職員が確保されているか 事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や視覚障害者への情報保障等に関して専門的技術を確保できているか。 		20

選定基準 (条例に規定)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	15
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (第4号)	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を良好に運営した実績はあるか。 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	
代表者職・氏名	会長・大橋 博	
団体の所在地	滋賀県彦根市松原一丁目12番17号	
設立年月日	平成11年1月12日	
資本金	10,000 千円（平成27年9月25日現在）	
従業者数	平成27年9月25日現在	9 人
主たる業務内容	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>1 滋賀県立視覚障害者センターの運営</p> <p>（1）情報提供事業</p> <p>（2）社会参加促進事業</p> <p>（3）IT利用促進事業</p> <p>2 法人事業</p> <p>（1）県・市町等からの広報紙や資料の点訳・音訳の受託</p> <p>（2）広報紙「星光」の発行</p> <p>（3）福祉機器、消耗品の販売</p> <p>（4）地区協会活動助成</p> <p>（5）盲導犬の啓発事業</p>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>①平成12年度から平成17年度まで、滋賀県立視覚障害者センターの管理運営事務を受託</p> <p>②平成18年度から平成27年度まで、滋賀県立視覚障害者センターの指定管理者として業務を運営</p>	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：障害福祉課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平27年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立視覚障害者 センター	社会福祉法人 滋賀県視覚障害者 福祉協会	非公募	5	208,120	121,235	24,247	25,236	△ 989	歩行訓練士、点字技能士、音訳指導員等のセンター運営に重要な専門資格を有する職員を組織的に配置し、長年培ってきたボランティア(点訳・音訳)との連携を活かした視覚障害者に対する情報提供が期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: 障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立聴覚障害者センター			
2	施設の概要	敷地面積	690.14㎡	延床面積	868.48㎡
		施設構造	鉄筋コンクリート造 2階建		
		施設内容			
		(所在地) 草津市大路二丁目11-33			
		(設置目的) 聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し、手話通訳者および要約筆記者の養成および派遣、情報機器の貸出し、生活等に関する相談、学習・レクリエーション・文化活動等を通じて、聴覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。			
		(設置年月) 平成7年10月			
3	募集概要	募集方法	非公募		
		募集要項配布期間	平成27年9月4日～平成27年10月5日		
		申請受付期間	平成27年9月4日～平成27年10月5日		
		指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)		
		管理業務内容	<p>(1) 施設の運営に関する業務 聴覚障害者への情報提供等、聴覚障害者センターの設置目的に即した業務 ①聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し ②手話通訳者および要約筆記者の養成および派遣 ③情報機器の貸出し ④聴覚障害者の生活等に関する相談の実施 ⑤聴覚障害者の学習、レクリエーション、文化活動等の支援 ⑥その他聴覚障害者センターの設置の目的を達成するために必要な業務</p> <p>(2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行う業務</p>		
	管理料参考額	211,365千円(消費税および地方消費税を含む。)			
4	応募状況	申請者		グループ申請の場合の構成	
		所在地	名称		
		草津市大路二丁目11-33	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会		
合計 1 者					
5	審査の概要	審査方式	健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づき申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定。		
		選定委員会委員 *委員長	青木 雅子 (公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長)		

お よ び 結 果	(50音順、敬称略)	川辺 恵子 (税理士 (税理士法人なぎさ中央会計代表)) 瀬古 隆 (県健康医療福祉部次長) 他谷 恵津子 (子育てネットワーク志賀代表) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授)																																				
	審 査 基 準	別紙参照																																				
	審 査 経 過	平成27年 7月30日開催の第1回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者募集要項および審査基準について検討を行った。その後、10月30日の第2回選定委員会において、申請書の提出のあった社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会に関して審査を行い、その結果、当該法人を指定管理者候補者として選定した。																																				
審 査 結 果	指定管理者の候補者	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会																																				
	評価結果および選定理由	<p>○審査基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>審査基準 1</th> <th>審査基準 2</th> <th>審査基準 3</th> <th>審査基準 4</th> <th>合計</th> <th>目安点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td> <td>7.5/10</td> <td>41.5/60</td> <td>10.3/15</td> <td>10.3/15</td> <td>69.6/100</td> <td>60/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A 委員</th> <th>B 委員</th> <th>C 委員</th> <th>D 委員</th> <th>E 委員</th> <th>F 委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td> <td>72</td> <td>73</td> <td>62</td> <td>74</td> <td>69</td> <td>68</td> <td>418</td> <td>69.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td> <td>211,365,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 公平な利用を図るための具体的手法、施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性、支援者（手話通訳者・要約筆記者）の養成と連携、サービスの向上を図るための具体的手法、施設の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、その他適切な管理を行うための能力について審査を行った結果、目安とした点数を上回る評価を得た。 上記の結果、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計	目安点数	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	7.5/10	41.5/60	10.3/15	10.3/15	69.6/100	60/100	申請者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	72	73	62	74	69	68	418	69.6	申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	211,365,000円
	申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計	目安点数																															
	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	7.5/10	41.5/60	10.3/15	10.3/15	69.6/100	60/100																															
	申請者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合計	平均値																													
	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	72	73	62	74	69	68	418	69.6																													
	申請者	提示額																																				
	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	211,365,000円																																				

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付して下さい。

聴覚障害者センター指定管理審査基準

選定基準 (条例第5条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。</u> ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・<u>広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針)(運営計画) 	10	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針)(運営計画)(実施体制表) ・収支計画書 	10	60
	・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		10	
	・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 		15	
	・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。 		5	
	・ <u>施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業実施に必要な専門職員が確保されているか。</u> ・<u>事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や聴覚障害者への情報保障等に関して専門的技術を確保できているか。</u> 		20	

選定基準 (条例に規定)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（第3号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	15
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号）	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を良好に運営した実績はあるか。 		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	
代表者職・氏名	理事長・藤田保	
団体の所在地	滋賀県草津市大路二丁目11番33号	
設立年月日	平成7年3月31日	
資本金	118,673 千円（平成27年3月31日現在）	
従業者数	平成27年9月1日現在	32 人
主たる業務内容	<p>この法人は、多様な福祉サービスが聴覚障害者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、コミュニケーション環境の整備等を行うことにより、聴覚障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>○第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県立聴覚障害者センターの運営 ・手話通訳事業 ・障害福祉サービス事業 ・聴導犬訓練事業 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>①平成7年度から平成17年度まで、滋賀県立聴覚障害者センターの管理運営事務を受託</p> <p>②平成18年度から平成27年度まで、滋賀県立聴覚障害者センターの指定管理者として業務を運営</p>	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名：障害福祉課】

(単位：千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平27年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立聴覚障害者センター	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者 福祉協会	非公募	5	211,365	143,570	28,714	29,108	△ 394	手話通訳、要約筆記のセンター運営に重要な専門資格を有する職員を組織的に配置し、長年培ってきた支援者(手話通訳者・要約筆記者)との連携を活かした聴覚障害者に対するコミュニケーション支援が期待できる。	長期の指定を行うことにより、センターの管理運営、サービス提供の継続性や安定性を確保することができるとともに、業務委託の複数年契約による施設管理コストの削減も期待できる。	

□健康医療福祉部所管施設の指定管理者候補者の選定状況について

施設名	所管課	指定期間	募集方針	申請者	選定状況等
長寿社会福祉センター	医療福祉推進課	5年	公募	1. 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 ※現指定管理者	10/30開催の第2回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請者が指定管理者候補者として選定された。
びわ湖こどもの国	子ども・青少年局	5年	公募	1. 社会福祉法人 友愛 ※現指定管理者	10/30開催の第2回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請者が指定管理者候補者として選定された。
障害者福祉センター	障害福祉課	5年	非公募	1. 公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会	10/30開催の第2回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請者が指定管理者候補者として選定された。
むれやま荘	障害福祉課	5年	公募	1. 社会福祉法人 グロー ※現指定管理者	10/30開催の第2回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請者が指定管理者候補者として選定された。
視覚障害者センター	障害福祉課	5年	非公募	1. 社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会	10/30開催の第2回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請者が指定管理者候補者として選定された。
聴覚障害者センター	障害福祉課	5年	非公募	1. 社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	10/30開催の第2回健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請者が指定管理者候補者として選定された。
信楽学園	障害福祉課	5年	公募	申請者なし ※現指定管理者:(福)グロー	○11/9から1月間、再募集 ○1者から申請有り ○12/18の選定委員会において審査実施